

裁 決 書

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

審査請求人 ● ● ● ●

処 分 庁 つくば市選挙管理委員会

審査請求人が令和7年（2025年）2月12日付けで提起した、つくば市選挙管理委員会が行った行政文書部分開示決定に関する処分（6つくば選第a号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

第1 事案の概要

1 令和6年（2024年）12月3日、審査請求人は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第3条の規定により、実施機関であるつくば市選挙管理委員会（以下「処分庁」という。）に対して次のとおり行政文書の開示の請求を行った。

「令和２年10月25日執行つくば市議会議員一般選挙の候補者 Aから取得した、当該選挙時の「選挙運動員等の届出書」及び「収支報告書・領収書等の写し」」

2 令和6年12月16日、処分庁は、審査請求人に対して本件処分を行った。開示

することができない部分の概要及びその理由は、次のとおりであった。

部分の概要	(1) 選挙運動員等の届出 個人の印影、氏名、住所及び年令 (2) 選挙運動費用収支報告書 個人の印影、住所、氏名及び職業 (3) 領収書等の写し 個人の印影、氏名、住所、口座番号及び電話番号並びに法人の印影
理 由	(1) つくば市情報公開条例第5条第1号該当 公にすることにより、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため (2) つくば市情報公開条例第5条第1号該当 公にすることにより、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため (3) つくば市情報公開条例第5条第1号該当 公にすることにより、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため つくば市情報公開条例第5条第3号該当 公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するた

	め 法人の印影を開示することにより、印影の偽造に悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
--	--

- 3 令和7年2月12日、審査請求人は、審査庁であるつくば市選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）に対して本件審査請求を提起した。
- 4 令和7年3月6日、処分庁は、審査庁に弁明書を提出した。
- 5 令和7年3月10日、審査庁は、審査請求人に弁明書等を送付した。
- 6 令和7年3月28日、審査請求人は、審査庁に反論書を提出した。
- 7 令和7年4月4日、審査庁は、処分庁に反論書を送付するとともに、反論書の記載事項を踏まえ、処分庁に対して次のとおり質問した。

「行政文書開示決定に関する処分（6つくば選第b号）で開示されている出納責任者の氏名が、行政文書部分開示決定に関する処分（6つくば選第a号）で非開示とされている理由について教えてください。」

- 8 処分庁は、反論書や上記7の質問を踏まえ、改めて本件処分の妥当性について検討し、本件処分で開示しなかった出納責任者の氏名を開示することを理由として、令和7年4月10日に本件処分を取り消した。そして、同日付けで、審査請求人に対し、出納責任者の氏名を開示した行政文書の部分開示の決定を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨

- 1 処分庁は収支報告書の受理日から3年を経過しているため、何人に対しても公開する状態にはないと主張することについて認める。非公開としたという趣旨全般については認める。
- 2 他方、処分庁の令和6年12月16日付け行政文書部分開示決定通知書（反論書

の1では「令和6年12月24日付け行政文書開示決定通知書」と記載されているが、「令和6年12月16日付け行政文書部分開示決定通知書」の誤記と思われる。）において非公開とされていた出納責任者の氏名は、令和6年12月24日付け行政文書開示決定通知書（反論書の1では「令和6年12月16日付け行政文書部分開示決定通知書」と記載されているが、「令和6年12月24日付け行政文書開示決定通知書」の誤記と思われる。）において開示されている。ほぼ同一の時期において、出納責任者の氏名について、公開・非公開の決定が全く異なる。仮にそれが公開できない個人情報であるとするならば、処分庁の個人情報の取り扱い及び市民への情報公開を通じた説明責任の果たし方について、不信感を与えるものである。

第3 理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、…審査請求をすることができる。」と規定している。

行政不服審査法に基づく処分についての審査請求は、行政庁の処分を前提として、当該処分が違法又は不当であるために権利利益を侵害された国民の救済を図ることを主たる目的としていることから、当該国民の権利利益に係る行政庁の処分が存在しない場合には、当該審査請求は、その要件を欠くものとして不適法であると解される。

これに照らして判断すると、処分庁は、「第1 事案の概要」の8に記載のとおり令和7年4月10日に本件処分を取り消しており、審査請求の対象となる処分が消滅していることから、本件審査請求は不適法なものと認められる。

よって、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 7 年（2025 年） 6 月 2 日

審査庁 つくば市選挙管理委員会 委員長 南 文 男